

青森県報

号外第十一号

平成二十九年
三月一日
(水曜日)

目次

公安委員会

運転適性検査業務取扱規則等の一部を改正する規則……(交通企画課)…

公安委員会

運転適性検査業務取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月一日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

青森県公安委員会規則第二号

運転適性検査業務取扱規則等の一部を改正する規則

(運転適性検査業務取扱規則の一部改正)

第一条 運転適性検査業務取扱規則(昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「受検」を「受検命令」に、「法第百二条又は第百七条の四」を「法第百二条第一項から第三項までの規定に基づく臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令、法第百二条第四項、第五項又は第百七条の四第一項」に、「に関する相談業務(以下「検査等」を「の相談に関する適性検査(以下「適性検査等」に改める。

第二条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「検査等」を「適性検査等」に改め、同条第二号中「行うもの」を「行うこと」に改め、「者」の下に「又は医師の診断書の提出を命ぜられた者」を加え、同条第三号中「若しくは第五項」を「第

五項」に改める。

第四条の見出し中「検査等」を「適性検査等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「検査等」を「適性検査等」に改め、ただし書を削り、同項第三号及び同条第二項を削る。

第五条の見出し中「検査等」を「適性検査等」に改め、同条第一項中「前条の検査等」を「適性検査等」に改め、「が指名する職員」を削り、「検査を委嘱する」を「意見を求める」に改め、同条第二項を削る。

第六条の見出しを「(適性検査等対象者発見時の措置)」に改め、同条第二項を削る。

第六条の次に次の一条を加える。

(運転適性相談受理時の措置)

第六条の二 署長は、第二条第四号に掲げる者から相談を受けたときは、その者に運転適性相談書(別記様式第二号)を作成させ、運転免許課長を経て速やかに本部長に送付しなければならない。

第七条の見出し中「臨時適性検査の」を削り、同条第二項中「により」の下に「また、医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(別記様式第五号の二)により」を加える。

第八条の見出し中「検査等」を「適性検査等」に改め、同条中「検査等」を「適性検査等」に、「医師」を「青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)(が認定した医師」に改め、「運転者の性格等に関する適性検査」を削る。

第九条の見出し及び中「検査等」を「適性検査等」に改め、同条第一項中「検査等」を「適性検査等」に、「取消し処分」を「取消処分」に改め、同条第四項中「適性検査相談を実施し」を「適性検査等を行った結果」に改める。

第十二条中「この検査等」を「適性検査等」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第1号 (第6条関係)

臨時適性検査該当者発見報告書															
青森県警察本部長 殿															
(所 属 長)															
年 月 日															
下記の者は、道路交通法第102条第 項の規定に該当すると認められるので報告する。 第107条の4第1項															
該 当 者	氏名・生年月日	年 月 日生													
住 所	本籍・国籍等	公安委員会													
免 許 証	交付公安委員会番号	公安委員会													
免 許 証	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大 特 二	引 二
該 当 事 項	免 許 の 条 件														
該 当 事 項 を 認 定 す る 資 料															
備 考															

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第2号 (第6条の2関係)

運転適性相談書															
青森県警察本部長 殿															
住 所															
氏 名															
生年月日															
電話番号															
年 月 日															
相 談 (検 査) 内 容	公安委員会														
免 許 証	交付公安委員会番号	公安委員会													
免 許 証	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大 特 二	引 二
免 許 証	免 許 の 条 件														
検 査 結 果															
措 置	※ 運転適性相談終了書の交付 有 無														
検 査 担 当 者	⑩														

注 1 相談者は、氏名の記名及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第4号 (第7条関係)

診断書提出命令書		年	月	日
住所 氏名	殿			
青 森 県 公 安 委 員 会 印				
道路交通法第 条第 項の規定により、道路交通法施行規則第 条の第 項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。				
なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けます。				
診断書の提出を命ずる理由				
診断書の提出期限	年	月	日	
診断書の提出先				
その他必要な事項				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第5号 (第7条関係)

臨時適性検査通知書		第	年	月	日
住所 氏名	殿				
青 森 県 公 安 委 員 会 印					
あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので通知します。					
この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否留止の処分を受けることとなりますので御注意ください。					
臨時適性検査を行う認知機能検査の結果					
臨時適性検査を行う期日					
臨時適性検査を行う場所					
備考					
※ 臨時適性検査当日は、本人確認のため運転免許証を持参してください。					
本人行ふ本件に関する問い合わせ先					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第五号の次に次の一様式を加える。
別記様式第五号の2（第7条関係）

診 断 書 提 出 命 令 書

第 年 月 日
住所 氏名 殿
青 森 県 公 安 委 員 会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、
認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第3項の規定により、
下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断
書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査
の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されて
いるもの）を提出していただくようお願いいたします。
なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
拒保留の処分を受けることとなりますので御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成
した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうか
に関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の
行方処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなります
ので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となつた 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先 備考	
本件に関する問い合わせ先	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第六号を次のように改める。
別記様式第六号（第7条関係）

臨 時 適 性 検 査 通 知 書

第 年 月 日
住所 氏名 殿
青 森 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第 条第 項に規定する臨時適性検査（専門医による診断）を受
けていただくことになりましたので通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許
拒保留の処分を受けることとなりますので御注意ください。
取消し
の取力の停止

臨時適性検査を行う期日	
臨時適性検査を行う場所	
臨時適性検査を行う理由	
備考	

※ 適性検査当日は、本人確認のため運転免許証を持参してください。
※ 病状等の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合
には、今回通知した臨時適性検査（専門医による診断）を受ける必要はありません。
なお、この場合、提出する主治医の診断書の作成時期は、原則として、この臨時
適性検査通知書の通知日以降であることが必要です。

診断書を提出する場合の期日	年 月 日まで
診断書の提出先	
本件に関する問い合わせ先	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号 (第10条関係)

届 出 移 送 通 知 書			
	公安委員会 殿		第 年 月 日 号
	青 森 県 公 安 委 員 会 団		
道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の方について届出移送通知書を送付する。			
住 所			
氏 名			
生年月日			
免許証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
理 由			
備 考			

- 注 1 医師の届出書等を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第十三号を次のように改める。

別記様式第13号 (第11条関係)

弁 明 通 知 書	
殿	年 月 日
青 森 県 公 安 委 員 会 団	
あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。 なお、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。	
弁明することができる場所	
弁明することができる期限	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を行政庁に提出してください。
- 3 あなたとともに補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定された日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、行政庁の許可を得てください。
- 4 弁明は、指定された日までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、行政庁に申し出てください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。

(青森県道路交通規則の一部改正)

第二条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第十号中「中型自動車」の下に、「準中型自動車」を加える。

第二十七条の二第一項中「七十五歳以上の」を削り、同条第二項中「講習予備検査(認知機能検査)結果通知書」を「認知機能検査結果通知書」に改める。

第三十三条の見出し及び各号列記以外の部分中「中型車講習」の下に、「準中型車講習」を加え、同条第三号中「別記様式第二十七号の三」を「別記様式第二十七号の四」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 準中型車講習を受けようとする者 準中型車講習受講申請書(別記様式第二十七号の三)

第四十二条の見出しを「(特定任意講習)」に改め、同条中「令第三十七条の六第二号」を「法第五八条の二第二項」に、「自動車等運転者特定任意講習を」「特定任意講習を」「自動車等運転者特定任意講習受講申請書」を「特定任意講習受講申請書」に改める。

第四十二条の二中「令第三十七条の六の二第一号」を「法第五八条の二第二項」に改める。

別記様式第十号を次のように改める。

別記様式第10号 (第17条関係)
整理番号 警号

安全運転管理者等に関する届出書

青森県公安委員会 殿
安全運転管理者を選任、解任、届出事項(イ、ウ、キ、ク)を變更
イ 副安全運転管理者を選任、解任、届出事項(イ、ウ、キ、ク)を變更
お届けします。
氏名 (印)

青森県公安委員会 殿
安全運転管理者を選任、解任、届出事項(イ、ウ、キ、ク)を變更
イ 副安全運転管理者を選任、解任、届出事項(イ、ウ、キ、ク)を變更
お届けします。
氏名 (印)

Form with fields for applicant information, vehicle details, and license status. Includes sections for '本人の氏名', '住所', '使用の本地', '業務種別', and '免許の種類'.

備考
1 添付するものは、戸籍抄本又は住民票の写しを
2 自動車安全運転センター法に規定する運
3 転記録証明書を添付すること
とする。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長
とする。

別記様式第二十号から別記様式第二十号の五までを次のように改める。
別記様式第20号 (第27条関係)

運転免許条件解除・変更申請書

Application form for license cancellation/modification. Fields include '住所', '氏名', '生年月日', '電話番号', and '公安委員会 号'.

Table with columns for '交付公安委員会 番号', '交付年月日', '有効期限', '免許の種類', and '免除の理由'.

注
1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第20号の2 (第27の2条関係)

認知機能検査受検申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

申 請 者 氏 名

生年月日

年

月

日生

電 話 ()

認知機能検査(道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査)を受けた
いので申請します。

公 安 委 員 会

交付公安委員会 番号	公安委員会 号												
免 許 証 免 許 の 種 類	大型	中型	普通	大型	普通	小型	原付	大型	中型	普通	大型	中型	普通
	型	型	通	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二
希望する講習の車種	<input type="checkbox"/> 四 輪 <input type="checkbox"/> 二 輪 <input type="checkbox"/> 原 付												

※ 講 習 月 日 年 月 日

手数料 円

果 収 入 証 紙 貼 付 欄

- 注
- ※印欄は、記入しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第20号の3 (第27条の2関係)

認知機能検査結果通知書

氏 名

生年月日

検査場所

総合点

(A) 点
(B) 点
(C) 点

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力が低くなっています。
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反を
したり進路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運
転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談される
ことをお勧めします。

また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の
診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許
の取消し、停止という行政処分の対象となります。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者
講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

認知機能検査結果通知書

氏名
生年月日
検査場所

総合点 点

- (A) 7点
- (B) 6点
- (C) 5点

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。

そのため、自動車を運転するときは、

- ・ 信号をしっかり確認する習慣をつけ、常に信号機が存在を意識しながら運転するようにすること。
- ・ 交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止すること。

と横の安全の確認を必ず行うこと。

などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

認知機能検査の判定や計算等について

(裏面)

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出していきます。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

Bは、記憶した16種類のイラウトの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

また、49点以上であっても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

認知機能検査の判定や計算等について

(裏面)

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = 1.15 × A + 1.94 × B + 2.97 × C

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

総合点による判定

判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

はありませんで、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているときでも、免許証の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第20号の5（第27条の2関係）

認知機能検査結果通知書

氏名
生年月日
検査場所

総合点

[Blank box for total score]

点

- (A) 点
- (B) 点
- (C) 点

記憶力・判断力に心配ありません。

記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全運転に心がけてください。

また、個人差はありますが、加齢により身体機能が変化することから、自分自身の身体の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないようにしましょう。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

青森県公安委員会 印

認知機能検査の判定や計算等について

(裏面)

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出していきます。正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

総合点 = 1.15 × A + 1.94 × B + 2.97 × C

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きます。

総合点による判定

判定の基準となる点数(49点や76点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。

また、49点以上であっても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや青森県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第211号及び別記様式第211号の2を次のように改める。

別記様式第211号(第28条関係)

運転免許証返納届

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住所

届出者

氏名

電話

()

公安委員会

交付公安委員会

第

号

返納番号

年 月 日

交付年月日

年 月 日

日まで有効

する有効期限

免許の種類

大型

中型

普通

大型

小型

免許の種類

大型

中型

普通

大型

小型

返納理由

- ・免許証が失効したため。
- ・再交付後、旧免許証を発見したため。
- ・申請取消のため。

備考

注 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第21号の2 (第28条関係)

運転経歴証明書返納届

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所 _____
届出者 氏名 _____ ⑩
電 話 (_____) _____

返納する運転経歴証明書	交付公安委員会番号	公安委員会 号												
	交付年月日	年 月 日												
免許の種類	照会番号等	-												
		大型	中型	准中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	大引	中二	普二	大特一
返納の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再交付後、旧運転経歴証明書を発見したため。 ・ その他 (_____) 													
備考														

注 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号 (第31条関係)

取消処分者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

本籍・国籍 _____
住 所 _____
申請者 氏 名 _____ ⑩
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
電 話 (_____) _____

道路交通法第108条の2第1項第2号の規定による取消処分者講習を受けたので申請します。

希望する講習の車種	<input type="checkbox"/> 四 輪	<input type="checkbox"/> 二 輪	<input type="checkbox"/> 原 付
※ <input type="checkbox"/> 取消処分者等 欠格期間満了の日 (処分期間)	年 月 日	(年)	
※ <input type="checkbox"/> 種取消処分者等 欠格期間満了の日 (処分相当期間)	年 月 日	(年)	
※ 講 習 月 日	年 月 日	年 月 日	
果 収 入 証 紙 貼 付 欄	手数料 _____ 円		

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 申請前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真2枚を添付すること。
 4 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第二十六号を次のように改める。

別記様式第26号 (第32条関係)

停止処分者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

本籍・国籍等 _____

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ ①

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 _____ (_____) _____

道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習を受けたので申請します。

免許の保留・停止 運転禁止の区分	<input type="checkbox"/> 保留	<input type="checkbox"/> 停止	<input type="checkbox"/> 運転禁止									
	処 分 期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日 間											
免 許 の 種 類	大型	中型	普通	大型	小型	原付	大型	中型	普通	大型	小型	原付
	型	型	通	特	自	特	二	二	二	二	二	二
※ 講 習 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日											
県収入証紙貼付欄	手数料 _____ 円											

- 注
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 3 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第二十七号の三を別記様式第二十七号の四とし、別記様式第二十七号の二の次に次の一様式を加える。

別記様式第27号の3 (第33条関係)

準中型車講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

本籍・国籍等 _____

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ ①

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電 話 _____ (_____) _____

道路交通法第108条の2第1項第4号の規定による準中型車講習を受けたので申請します。

※ 講習年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
※ 講習場所	_____
県収入証紙貼付欄	手数料 _____ 円

- 注
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 3 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第三十二号及び別記様式第三十三号を次のように改める。

別記様式第32号（第38条関係）

初心運転者講習受講申請書	
青森県公安委員会 殿	年 月 日
氏 名	Ⓜ
免許の種類	[]
道路交通法第108条の2第1項第10号の規定による初心運転者講習を受けたいので申請 します。	
受 講 者	氏名・生年月日
講 師	本籍・国籍等
住 所	年 月 日 生
免 許 証	交付公安委員会 公安委員会 号
備 考	番 号
	交付年月日
	年 月 日
	免 許 の 種 別
	<input type="checkbox"/> 准中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付

- 注
- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第33号（第38条関係）

第 号	初心運転者講習終了証書
住所	氏 名
生年月日	年 月 日 生
免許の種類	[]
あなたは、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に基づ く初心運転者講習を終了したことを証します。	
年 月 日	[]
実 施 機 関	印

- 注
- 1 実施機関名は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第三十四号の二から別記様式第三十六号までを次のように改める。

別記様式第34号の2 (第39条、第40条関係)

特定失効者講習受講申請書 年 月 日 青森県公安委員会 殿 氏 名 _____	
<input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第11号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満の方) <input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第12号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方) の規定による特定失効者講習を受けたいので申請します。	
受 講 場 所	
※ 受 講 種 別	<input type="checkbox"/> 優 良 <input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> 違 反 <input type="checkbox"/> 初 回 <input type="checkbox"/> 高 齢 者
手 数 料	円 _____
県 収 入 証 紙 貼 付 欄	

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第34号の3 (第39条、第40条関係)

特定取消処分者講習受講申請書 年 月 日 青森県公安委員会 殿 氏 名 _____	
<input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第11号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満の方) <input type="checkbox"/> 道路交通法第108条の2第1項第12号 (免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の方) の規定による特定取消処分者講習を受けたいので申請します。	
受 講 場 所	
※ 受 講 種 別	<input type="checkbox"/> 優 良 <input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> 違 反 <input type="checkbox"/> 初 回 <input type="checkbox"/> 高 齢 者
手 数 料	円 _____
県 収 入 証 紙 貼 付 欄	

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第35号 (第40条関係)

高齢者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 ()

道路交通法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習を受けたいので申請します。

交付公安委員会		公安委員会											
免許番号	第	号											
免許の種類	大型	中型	普通	大型	大型	普通	小型	原付	大型	中型	普通	大型	大型
	中型	普通	大型	大型	普通	小型	原付	大型	中型	普通	大型	大型	
希望する講習の種類		<input type="checkbox"/> 四輪		<input type="checkbox"/> 二輪		<input type="checkbox"/> 原付							
※講習月日		年 月 日											
手数料		円											
県収入証紙貼付欄													

- 注
- ※印欄は、記入しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第36号 (第41条関係)

違反者講習受講申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日生

電 話 ()

道路交通法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習を受けたいので申請します。

交付公安委員会		公安委員会											
免許番号	第	号											
免許の種類	大型	中型	普通	大型	大型	普通	小型	原付	大型	中型	普通	大型	大型
	中型	普通	大型	大型	普通	小型	原付	大型	中型	普通	大型	大型	
希望する講習区分		<input type="checkbox"/> 社会参加活動を含む講習		<input type="checkbox"/> 社会参加活動を含まない講習		<input type="checkbox"/> 原付							
※講習月日		年 月 日											
手数料		円											
県収入証紙貼付欄													

- 注
- ※印欄は、記入しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第三十七号及び別記様式第三十七号の二を次のように改める。

別記様式第37号 (第42条関係)

特定任意講習受講申請書 青森県公安委員会 殿		年 月 日
住 所 _____		
申 請 者 氏 名 _____ ⑩		
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生		
電 話 _____ (_____) _____		
道路交通法第108条の2第2項の規定による特定任意講習を受けたいので申請します。		
手数料 _____ 円		
県収入証紙貼付欄		

- 注
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第37号の2 (第42条の2関係)

特定任意高齢者講習受講申請書 青森県公安委員会 殿		年 月 日	
住 所 _____			
申 請 者 氏 名 _____ ⑩			
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生			
電 話 _____ (_____) _____			
道路交通法第108条の2第2項の規定による特定任意高齢者講習を受けたいので申請します。			
免 番	号	第	号
許 証	免 許 の 種 類	<input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 準中 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自 <input type="checkbox"/> 小自 <input type="checkbox"/> 特付 <input type="checkbox"/> 引 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 普 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> 引	<input type="checkbox"/> 四輪 <input type="checkbox"/> 二輪 <input type="checkbox"/> 原付
※ 講 習 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
手数料 _____ 円			
県収入証紙貼付欄			

- 注
- 1 ※印欄は、記入しないこと。
 - 2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(委託講習等の実施に関する規則の一部改正)

第三条 委託講習等の実施に関する規則(平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三十四号を第三十五号とし、第二十五号から第三十三号までを一号づつ繰り下げ、同条第二十四号中「自動車等運転者特定任意講習」を「特定任意講習」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、同条第二十号中「対する講習」を「対するもの及び法第一百一条の七第四項の規定により行うもの」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号づつ繰り下げ、同条第十二号中「中型免許」の下に、「準中型免許」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号づつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 準中型車講習 法第八十八条の二第一項第四号に規定する講習のうち、準中型免許を受けようとする者に対する講習をいう。

第四条中「満たし、かつ、公安委員会の承認を受けた」を「満たす」に改める。
第五条の見出し中「承認」を「選任等の報告」に改め、同条各号列記以外の部分中「委嘱しようとする」を「委嘱した」に、「申請書」を「報告書」に改め、同条第一号中「選任しようとする」を「選任した」に、「認知機能検査員承認申請書」を「認知機能検査員選任報告書」に改め、同条第二号中「選任しようとする」を「選任した」に、「講習指導員承認申請書」を「講習指導員選任報告書」に改め、同条第三号中「委嘱しようとする」を「委嘱した」に、「講師承認申請書」を「講師委嘱報告書」に改め、同条第二項を削る。
別表第一中

中型車講習	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、中型(貨物)自動車、運転シミュレーター(四輪)その他の設備を確保していること。</p> <p>二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
-------	---

を

中型車講習

一 講習を行うために必要な建物、コース、中型(貨物)自動車、運転シミュレーター(四輪)その他の設備を確保していること。
二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。

準中型車講習

一 講習を行うために必要な建物、コース、準中型(貨物)自動車、運転シミュレーター(四輪)その他の設備を確保していること。
二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。

に、「自動車等運転者特定任意講習」を「特定任意講習」に改める。

別表第二大型車講習の項中「終了」を「修了」に改め、同表中

中型車講習

次の各号のいずれかに該当する者
一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者
二 みなし教習指導員のうち、平成五年改正前の法第九十九条第一項第三号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
三 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(中型免許に係るものに限る。)(又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、届出規則第一条第二項第一号ロ(一)から(五)までのいずれにも該当しないもの

を

中型車講習

次の各号のいずれかに該当する者
一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証(中型)の交付を受けている者
二 みなし教習指導員のうち、平成五年改正前の法第

<p>九十九条第一項第三号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>三 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの</p>	<p>準中型車講習</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>一 道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「平成二十七年改正法」という。）による改正後の法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者</p> <p>二 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十八号）附則第四条第一項の規定により公安委員会が指定する研修を修了した者であつて、平成二十七年改正法による改正前の法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの</p> <p>三 平成二十七年改正法による改正後の法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（準中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの</p>
---	---

に、「心急救護処置講習指導者」を「心急救護処置指導員」に、「自動車等運転者特定任意講習」を「特定任意講習」に改める。

別表第三中

認知機能検査実施結果報告書（別記様式第五号）

を

一 認知機能検査実施計画書（別記様式第五号）
 二 認知機能検査実施結果報告書（別記様式第五号の二）

に、

中型車講習

中型車講習終了報告書（別記様式第十四号）

を

<p>中型車講習</p>	<p>中型車講習終了報告書（別記様式第十四号）</p>
<p>準中型車講習</p>	<p>準中型車講習終了報告書（別記様式第十四号の二）</p>

に、

高齢者講習実施計画書（別記様式第二十五号）
 高齢者講習実施結果報告書（別記様式第二十六号）

を

一 高齢者講習実施計画書（別記様式第二十五号）
 二 高齢者講習実施結果報告書（別記様式第二十六号）

に、

違反者講習月間実施結果報告書（別記様式第二十七号）
 社会参加活動実施計画書（別記様式第二十八号）
 違反者講習実施結果報告書（別記様式第二十九号）

を

違反者講習実施結果報告書（別記様式第二十七号）

に、

自動車等運転者特定任意講習

自動車等運転者特定任意講習実施結果報告書（別記様式第三十号）

を

特定任意講習	特定任意講習実施結果報告書（別記様式第二十八号）
--------	--------------------------

に、「別記様式第三十一号」を「別記様式第二十九号」に、「別記様式第三十二号」を「別記様式第三十号」に改める。
 別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

別記様式第一号（第5条関係）

第 号 年 月 日	青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 図
住所	認知機能検査員選任報告書
氏名 生年月日	下記の者を認知機能検査員に選任したので報告する。 記
職歴の概要	
資格、免許	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 2号 (第 5 条関係)

第 号 年 月 日	
青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 国 講習指導員選任報告書 下記の者を 指導員に選任したので報告 する。	
記	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
職歴の概要	
資格、免許	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第 3号 (第 5 条関係)

第 号 年 月 日	
青森県公安委員会 殿 受託法人代表者職名 国 講師委嘱報告書 下記の者を 講習の講師として委嘱したので報告する。	
記	
住 職 業 (勤 務 先) 氏 名 生 年 月 日	
委 嘱 期 間	年 月 日～ 年 月 日
経 歴	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第五号を別記様式第五号の二とし、別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

別記様式第5号（第7条関係）

青森県公安委員会 殿		受託法人代表者職名 〇	
認知機能検査実施計画書		認知機能検査実施計画書	
道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施について、下記のとおり計画したので報告します。 記			
実施日	開始時間	実施日	開始時間
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分
月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分	月 日 ()	午前 時 分 午後 時 分

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十四号の次に次の一様式を加える。

別記様式第14号の2（第7条関係）

青森県公安委員会 殿		受託法人代表者職名 〇		
準中型車講習終了報告書		準中型車講習終了報告書		
下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する講習を終了したことを報告する。 記				
終了証明書番号	実施年月日	住所	氏名 生年月日	性別

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十五号を次のように改める。

別記様式第25号 (第7条関係)

実施日	区分	開始時間	受講可能人数
月 日 ()	7 5 歳 未 満 75歳以上第3分 75歳以上第1・第2分	午前 時 分から 午後 時 分から 午前 時 分から 午後 時 分から	人 人 人 人
月 日 ()	7 5 歳 未 満 75歳以上第3分 75歳以上第1・第2分	午前 時 分から 午後 時 分から 午前 時 分から 午後 時 分から	人 人 人 人
月 日 ()	7 5 歳 未 満 75歳以上第3分 75歳以上第1・第2分	午前 時 分から 午後 時 分から 午前 時 分から 午後 時 分から	人 人 人 人
月 日 ()	7 5 歳 未 満 75歳以上第3分 75歳以上第1・第2分	午前 時 分から 午後 時 分から 午前 時 分から 午後 時 分から	人 人 人 人
月 日 ()	7 5 歳 未 満 75歳以上第3分 75歳以上第1・第2分	午前 時 分から 午後 時 分から 午前 時 分から 午後 時 分から	人 人 人 人
月 日 ()	7 5 歳 未 満 75歳以上第3分 75歳以上第1・第2分	午前 時 分から 午後 時 分から 午前 時 分から 午後 時 分から	人 人 人 人

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 年 月 日 号

青森県公安委員会 殿

受託法人代表者職名 図

高齢者講習実施計画書

道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習の実施について、下記の
とおり計画したので報告します。

記

別記様式第二十六号中「75歳未満又は75歳以上の別」を「高齢者講習の区分」に改める。

別記様式第二十七号及び別記様式第二十八号を削り、別記様式第二十九号を別記様式第二十七号とする。

別記様式第三十号中「自動車等運転免許持込任意講習実施結果報告書」を「特定任意講習実施結果報告書」に改め、同様式を別記様式第二十八号とし、別記様式第三十一号を別記様式第二十九号とし、別記様式第三十二号を別記様式第三十号とする。

附 則

この規則は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭